

大都市制度・広域行政調査特別委員会調査報告書

令和7年5月12日

岡山市議会議長 田口裕士様

大都市制度・広域行政調査特別委員会  
委員長 赤木一雄

本委員会に付託されました事件について調査の結果を下記のとおり、岡山市議会会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 調査事件

- (1) 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
- (2) 広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査

2 調査状況

別紙のとおり



# 大都市制度・広域行政調査特別委員会（中間）報告書

## 1 構成

委員長	赤木一雄
副委員長	早野賢一
委員	平元道隆
〃	東毅
〃	和氣健
〃	吉本賢二
〃	難波満津留
〃	山田正幸
〃	前島慶太
〃	太田栄司

## 2 調査に至った経過

さらに加速し深刻さを増す少子化・人口減少への対策，多発する大規模災害への対応，原油価格・物価の高騰で影響を受ける市民への支援など，急激な社会情勢の変化により，行政需要は増加し，また，多様化，複雑化している。

そのような中でも，本市をはじめ指定都市は，住民の声を一番身近に聞くことができる基礎自治体として，地域のニーズを積極的に把握し，地域の実情に応じた施策の決定・実施を迅速に行う「現場力」と，人口や産業，様々なインフラが集積する大都市として，スケールメリットを生かした一体的な行政運営により効率的かつ高度な住民サービスの提供を行う「総合力」を有しており，多種多様な行政課題に柔軟かつ的確に対応している。

その一方で指定都市は，過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化している。交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題，ごみや排気ガスなどの環境問題，救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題，生活保護やホームレスなどの貧困問題等，全国に比べて指定都市では都市的課題が早くから明らかにされている。

さらに，大都市としての集積性・高次性・中枢性による都市インフラ需要等への対応や保健衛生・教育関係等の大都市特例事務を含む道府県並みの事務など，様々な形で大都市特有の財政需要が増加しており，歳出増の要因となっているが，これらの指定都市の実態に対応した税財政制度が確立しておらず，さらに，事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどにより，指定都市では自主財源による歳入の十分な確保が困難な状況となっている。

また，効率的・効果的な行政体制を図るため，連携中枢都市圏等の広域連携や特別自治市制度などの大都市制度，指定都市と県との役割分担について，本市だけではなく全国的な課題となっている。

こうした中、大都市行政の実態に対応する行財政制度に関して、また、広域行政、区のあり方等の大都市制度に関して検証する必要があると判断し、大都市制度・広域行政調査特別委員会が令和5年5月臨時市議会で設置された。

### 3 調査概要

#### ○令和5年5月17日（第1回）

令和5年5月臨時市議会において本特別委員会が設置され、正・副委員長の互選を行った。

#### ○令和5年6月5日（第2回）

##### 1 大都市制度・広域行政調査特別委員会の調査方針及びテーマについて

【議会議務局委員会書記】

##### 2 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 令和6年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について 【政策企画課長】

#### 会議の内容

##### 1 大都市制度・広域行政調査特別委員会の調査方針及びテーマについて

###### 概要

本委員会の調査方針及びテーマについて以下のとおり決定した。

##### 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

- (1) 国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について
- (2) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

##### 2 広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査

- (1) 連携中枢都市圏等の広域連携や特別自治市制度などの大都市制度に関する調査研究について
- (2) 指定都市と県の役割分担の見直し等に関する調査研究について
- (3) 区のあり方について
- (4) 区別計画の進行管理について

##### 2 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 令和6年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

###### 概要

冒頭に、委員長から、本委員会において各委員から出された意見、指摘等については、当局から指定都市市長会等の関係団体に伝え、可能な限り反映させるようにしてもらいたい旨の要望があった。

白本は令和6年度の国の予算に関して指定都市共通の、特に重要事項について指定都市20市の市長、議長の連名による共同提案として取りまとめ、各省庁の翌年度予算概算要求書の取り

まとめに入る段階で、政府及び政党に対し要請活動を行っているものである。今後の予定としては、6月中下旬に提案内容が決定され、7月上中旬を目途に要請活動を行う。その後、下記の項目の提案事項について、地方創生・政策調整担当課長、保健管理課長、新型コロナウイルス予防担当課長、財政課長、政策企画課長、こども企画総務課長、医療助成課長、教育研究研修センター所長、ゼロカーボン推進課長、情報システム担当課長、道路港湾管理課長、教育給与課長、医療政策推進課長、学校施設課長から、資料により説明があった。

「感染症や物価高騰への対応」

- ①「地方交付税の必要額の確保」
- ②「多様な大都市制度の早期実現」
- ③「子ども・子育て支援の充実」
- ④「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実」
- ⑤「脱炭素社会の実現」
- ⑥「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における課題解決」
- ⑦「インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靱化の推進」
- ⑧「教職員不足への対応と働き方改革の推進」
- ⑨「持続可能な救急医療体制の確保等に向けた財政支援」
- ⑩「義務教育施設等の整備促進」

○令和5年8月9日（第3回）

## 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

【財政課長，税制課長】

### 会議の内容

## 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

### 概要

青本は、大都市行政を総合的に進めるうえで不可欠な税財政制度の充実を図ることを目的に、昭和38年度から要望活動を行っているもので、毎年、指定都市共通の税財政制度の改正に関して、市長・議長の要望をまとめているものである。

次の令和6年度要望（案）について、財政課長、税制課長から説明があった。

要望事項

<税制関係>

- 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 4 個人住民税の一層の充実
- 5 固定資産税等の安定的確保

<財政関係>

- 6 国庫補助負担金の改革
- 7 国直轄事業負担金の廃止
- 8 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- 9 地方債制度の充実

## 主な質問等

### 委員

青本の結果において、何か動きがあったことについては、どういう働きかけをしたからこういう動きにつながったという感触があるのか。

### 財政課長

要望については、指定都市市長会の中で当番市が総務省に要望を持って説明に伺っている。今回の成果の中で、特に地方交付税や臨時財政対策債について、国は指定都市市長会からの要望にも呼応した形になっている。臨時財政対策債の縮減を要望しているが、国もその趣旨を理解しており、今後についても縮減に向けて臨時財政対策債の見直し等を行っていききたいといったような回答をいただいている。

### 委員

全体としてその税源配分の是正とかずっと言ってきている中で、なかなか動きがつかれずに要望項目としては毎年続いているという状況がある。働きかけの角度として粘り強く何度も言っていくしかないものなのか、何らか変えたほうが打開の方向が見えるものなのか。

### 財政課長

青本の項目は、地方財政の根幹の是正を求めるものなので、これまでの地方制度の改正の歴史を見ても大変時間を要する要望項目になっているという実態がある。地方財政というのはその地方固有の財源をもって運営されるべきという地方財政制度の基本的な趣旨をしっかりと認識し粘り強くやっていくしかないという思いである。国の地方制度調査会においても、こういった動きは指定都市のほうから権能を高めていくというのは意義が非常にあるものというような答申もいただいている。また、この要望活動を途切れることなくやっていくというのが、全政令市の財政部局の基本的なスタンスでもあるので、これまでどおり活動を継続していくという考えである。

### 財政局長

地方分権改革が大きく進んだきっかけは、国会における地方分権の決議だったと思う。国として地方分権あるいは基礎自治体の権限の充実ということが国会全体としてのコンセンサスにならないと、なかなか大きな改革というのは難しいのではないかと考えており、そうなるように粘り強く働きかけを続けていく。

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
  - (1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目について

## 会議の内容

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
  - (1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目について

### 概要

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望の際に提出する各政党個別要望項目（本市単独要望項目）について、委員長より提案があった。これらの項目について、本市の現状等を当局から聴取し、協議した結果、委員長提案から修正して決定した。

決定した要望項目は以下のとおり。

- 1 特別自治市制度の確立について
- 2 圏域行政のさらなる充実について
- 3 子ども医療費助成制度について
- 4 教育課題に対応するための教職員配置等について
- 5 教職員の成手不足の解消について
- 6 スポーツ施設整備事業の財政的支援の充実等について
- 7 選挙に対するデジタル技術の推進について
- 8 介護者への支援について

## ■視察報告

### ○令和5年11月13日～11月15日（行政視察）

#### ■視察日程

- |   |               |          |      |
|---|---------------|----------|------|
| 1 | 令和5年11月13日（月） | 午後1時30分～ | 広島市  |
| 2 | 令和5年11月14日（火） | 午後1時30分～ | 久留米市 |
| 3 | 令和5年11月15日（水） | 午前10時～   | 熊本市  |

#### ■調査項目

- |   |      |                        |
|---|------|------------------------|
| 1 | 広島市  | 広島県・広島市連携のための合同研究会について |
| 2 | 久留米市 | 久留米広域連携中枢都市圏について       |
| 3 | 熊本市  | 区役所のあり方について            |

## ■広島市視察報告

広島県・広島市連携のための合同研究会について

### 1 視察概要

広島市企画総務局行政経営部行政経営課 分権・業務改革担当課長 松田 慎也氏 から説明

- ・平成23年11月に県市トップ会談において松井広島市長が湯崎広島県知事に提案し、平成24年2月に広島県・広島市合同研究会を設置し、県・市双方の部長級以下の職員を構成員とし現在まで25回開催し、類似する行政サービスの洗い出し、73事務の移譲の検証、事務の共同化・広域連携の取組などを進めている。
- ・広島市・広島県においては、国任せにするのではなくて、これらの事務を市・県のいずれが行うべきかについて、住民サービスの向上、市の施策と一体的に実施することでより高い効果が得られるか、そうした観点から、移譲の可能性について、独自に検証を行っている。
- ・最近の主な成果としては県営住宅及び市営住宅の入居募集業務の共同化を図るとともに、令和3年3月に将来にわたり公営住宅を効果的・効率的に提供するという公営住宅施策の一体的な実施に向けて、市域内の県営及び市営住宅の供給に関する協定を締結している。
- ・県の事務権限のうち市民に最も身近な市が担うことで市民サービスの向上などの効果が認められるものについては、今後も積極的に移譲の働きかけを行っていきたい。
- ・課題としては、事務移譲に伴う県からの移譲事務交付金が十分でないなどが挙げられている。

### 2 主な質疑応答

Q： 県と市で様々な役割分担をされたが、県が市に移譲した部分があり、市民、県民に対してサービスはすごく良くなっているが、市職員にとっては大変な業務になっているのか。

A： 県においては事務移譲を進め、事務が減ったことに係る経費が減って人も不要になって、かなりスリムになっているのではないかと。その裏返しになるので、当然、受ける市町としては、やはり大変になっているのは間違いなくあると思う。権限が県と市で別れていると、特に子育て施策とかやりにくい部分があるため、権限を一つに集めることで仕事がしやすくなるというのがメリットとしてある。現場の職員からすると、行政の仕事はどんどん増

えていく中で新しく移譲を受けて仕事が増えるとなかなか厳しい。広島市において全体の職員数は、9千人程度であり、どうしても人を減らしていく中で、各職場が要求しても人がつかない状況がある中で、交付金の話も含めてだが、従来と比べてどうなのかと言えば、大変になっていると思う。ただ広島市の場合は規模が大きいので、いろんな事務の移譲を受けているといっても、その事務が事業者の申請とか届出等を受け付ける場合年間どれくらいの件数があるとか、内容によっては通常業務の範囲内で処理をしているというものも当然あるので、人の面についてはそこまで大変ではないと考える。他の市町について、広島県では平成16年に分権に関する計画を県がつくり、その時にかなり県内の市町に事務をおろしているが、お金を十分にもらえないし、専門的過ぎてなかなか対応できないというのが広島県の市長会でも話題になったことがある。広島県が県内の市町に本市を含めヒアリングし、移譲を受けている事務に課題があるのか、どういう解決策があるかという検討をしている状況である。広島市としては県から積極的に必要なものがあれば事務権限の移譲を受けるという取り組みを進めている。

Q： 県と市の合同研究会を作ろうとしたきっかけは、平成23年に県知事と市長のトップダウンでの話からやられたのか。

A： 今から経済成長が順調に見込めないとして、広域自治体と基礎自治体が喧嘩をしてもしょうがない、特に広島で言うと最近でいえばまちづくりに、今大きなハードスペース（サッカースタジアム）ができてはいるけれども、あとは平和とか、かなり力を入れている部分もあるので、いろんな課題についても仲良くやっていこうじゃないかということをして市長の方から県知事の方に持ち掛けて始まった。

Q： 市長会で議論すべき点も多くあり、いろんなものがたくさん整理できると思う。政令市の広島市と県のあり方が一番大きいテーマだが、どう考えているのか。

A： 県市長会として、県に対して移譲を受けた事務の現状を訴えて改善していこうというのが、県の市長会の中の議論として行われている。広島市は県市長会の中では一都市であり、指定都市でもあり、連携中枢都市でもあるので、他の市町をリードしていくところがあって、県が他の市町の一部へ話をするよりは、広島市が広島市域内のことに加えて他の市町のことも併せて話をしていく方が県域の発展という意味でもよい方向に向かっていくのではないかと考えている。

特別市を岡山市は目指されていると思うが、特別市になったらどういういいことがあるのか、市に住んでいる方や周辺市町の方にもメリットを分かりやすい形で示していかないと、特別市の機運が盛り上がっていかないと。そうした中で市長もよく言っているが、広島市が特別市になったら、こういういいことがあるんだよということで単純に市域内の二重行政の解消だけではなくて、今は連携中枢都市として近隣市町の支援とか一体的取り組みというのをやっている。特別市になれば財源が強化されるということで、これまで以上に近隣市町に対する支援を広島市が強力に進めていけるようになるというのが、近隣市町に対する特別市になった時のメリットとしてあると思うので、広島市が広域都市圏の取り組みとして広島市域をまたぐ芸備線であったり、路線バスの活性化、広島市が近隣市町と一緒に汗をかいて成果を上げようと取り組んでいる。そういうところを、お金も人も労

力もかかるが、広島市として積極的に特別市への移行ということを見据えて取り組んでいる部分があるので、この合同研究会もそれに通ずるものがあると思っている。

### 3 所感

市長と知事の強固な信頼関係の下、将来の特別自治市への移行も視野に入れながら、市民・県民の利益を最優先に考え、現行制度での県との二重行政の解消、近隣市町との広域連携などへの取り組みを強化していると感じた。本市においても、市民・県民の利益を最優先に考え、課題解決には多くの困難が伴うことが容易に予想されるが、決して行政の停滞は許されるものではないため、それらを乗り越えた市と県の強固な協力関係を築き、将来を見据えた大都市制度の課題解決への取り組みを進めてもらいたい。

## ■久留米市視察報告

久留米広域連携中枢都市圏について

### 1 視察概要

久留米市総合政策部総合政策課主幹 坂田 拓真氏 から説明

- ・久留米広域連携中枢都市圏は平成27年11月に久留米市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町を圏域とし、圏域人口は約45万人、住み続けたい、暮らしてみたい、訪れてみたい、を目指す将来像としている。施策としては、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を挙げている。
- ・主な連携事業としては、福岡県やうきは市と連携して、北部九州自動車産業アジア先進拠点プロジェクトの推進に資する、を事業目的として新産業団地整備事業に取り組んでいる。面積は約32.5ha（うち久留米市域約19.8ha）、事業費は約72億円（うち久留米市負担金約14.7億円）、実績としては資生堂、セキノ興産、あわしま堂を誘致している。
- ・課題としては、近年毎年のように豪雨に見舞われ、浸水被害や大規模な土砂被害が発生しているので、圏域で連携して何ができるか等を整理している。

### 2 主な質疑応答

Q： 現在、県域を越えて診療情報共有化事業をされているが、なかなか聞いたことがない。すごいことをされたのではないのか。

A： 佐賀県のピカピカリンクというネットワークについて、想像の域を出ないものだが、佐賀県という単位ではなく例えば佐賀県の一部の鳥栖を中心としたネットワークであれば、県の方が嫌がったとかあったのかもしれないが、今回佐賀県全体でのネットワークだったので、比較的スムーズに話が進んでいると思う。

Q： 5年、6年とやってくると、なかなか新しい事業も出てこない。特に目立つような事業も出尽くしているところもあるが、新規の掘り起こしの関係で、工夫していることがあるか。

A：掘り起こしの件に関しては苦勞している。周辺の連携中枢都市圏をやっている自治体に問い合わせたけれども、困っている状況である。具体的な掘り起こしのあり方について、いろいろ考えてみたが、自治体間で温度差もありなかなか出てこない。首長や副首長とか、そういったところで出てきた意見への対応が中心になっているというのが現状で、新たな手法というのは難しい。

### 3 所感

久留米広域連携中枢都市圏では第2期の取り組みとなり、第1期で当初の課題解決を終え、事業完了しているものもある。圏域共通の課題を掘り起こし課題の解決に取り組んでいるが、現実には新たな掘り起こしに苦勞している。本市でも同様の状況があるので、市民のニーズをあらゆる機会をとらえ丁寧に把握し、継続した取り組みを図り圏域全体の利益につなげてもらいたい。

## ■熊本市視察報告

区役所のあり方について

### 1 視察概要

熊本市文化市民局市民生活部地域政策課長 岡本 智美氏 から説明

- ・熊本市の区役所は、戸籍やまちづくりなどの業務を担う区民部と保健福祉業務を担う保健福祉部で組織されており、5区全体で約1,140人の職員を配置している。
- ・窓口手続の件数について、マイナンバーによる情報連携やコンビニ交付の影響から住民部門と税務部門の手続件数は熊本地震が発生した平成28年度をピークに減少傾向にある。
- ・地域力の維持・向上を図るため、平成29年度に新設したまちづくりセンターに地域担当職員を配置（30～40歳代を5区役所で55名）するとともに、出張所等を再編している。地域担当職員は地域に積極的に出向くことなどにより多くの地域課題や市民生活に密着した要望を収集している。
- ・地域ニーズ反映の仕組みを整備することにより、地域担当職員が地域で収集した区の重要課題を市役所全体で取り組むべく、局との連携を強化してきた。これまで104件の区重要課題について「対応する」との協議結果となり、約11億円を予算化している。地域ニーズ反映の仕組みは、担当局単独では判断が難しい地域課題について一定の方針を決定する一助として機能している。
- ・主な成果としては、区の重要課題について、市役所全体で連携して対応する意識が醸成されてきた。課題としては、持続可能な地域活動を行っていくための地域の担い手育成などである。

## (1) ③区・局の連携強化

「地域ニーズ反映の仕組み」を整備することによって、地域担当職員等が地域で収集した区の重要課題を市役所全体で取り組むべく、局との連携を強化してきた。



これまで104件の区重要課題について「対応する」との協議結果となり、約11億円を予算化した

さらにH31年度に熊本市区の総合行政の推進に関する規則を定めて地域ニーズ反映の仕組みを強化している

19

熊本市視察資料より引用

## 2 主な質疑応答

Q： 本市の例では、ある町内会では町内会長や土木委員が、区役所の地域整備課の方に、あその道路が悪いとかあその水路をどうにかしてくれとか、様々な要望書を年度当初に出す。それを出して、そこから区役所の地域整備課とか土木農林分室が担当するすべての町内会の要望を受け付けて、そこから安全性とか危険性とか優先順位をつけて予算を執行していく。熊本市の地域担当職員は、あそこが危険な道路だ、通学路が危ない、という相談を受けるのか。

A： 本市では年度当初にそうした機会が特別に設けられているものではなく、日頃から自治会長や地域の方に出向いて行って話を聞く中で、そうした危険箇所の相談も上がってくる。そうした場合は、直接土木センターへ自治会長をつないだり、また自治会長も土木センターの方に頻繁に行かれ、直接土木センターに相談される方もいるが、個人の方からも話が上がることはある。例えば、舗装がちょっとガタガタしているとか様々な声が上がってきて、地域担当職員にすべてつないでいる。それらをすべて土木センターの方ができるかは予算の面からも難しく、簡単に補修ができるものは対応しているが、予算が必要なものについてはやはり優先順位等をつけて対応している。しかしながら、声を上げて、なかなか予算が通らないものがある。そうしたものを、地域担当職員が間に入って地域の実情をより詳しく担当部署に伝え何か良い方向を見つけ出し、担当部署が事業に乗り出す。

Q： 地域担当職員は年齢層で言うとどのぐらいか。

A： 中堅どころの主査級の職員で、30代、40代の職員から若手の職員もいるが、主査級や管理職になる前に地域の声を聞いて、それを持ち帰ってまた次の職場で生かすことは大事と思っており、そうしたジョブローテーションの中で、地域担当職員になって地域のことを勉強するという機会になっていると思う。

Q： 区長への予算や人事権の権限移譲はどうなっているか。

A： 各区に2,000万円ずつ枠として予算化されており、その中でそれぞれの区のまちづくりの事業をする。それとは別に、施設の改修経費や道路の部分については、まちづくり推進計画とはまた別に各区からの要望になっている。2,000万円以外のその他の予算については、他の局と同じように財政課の査定等もあり要求して予算化される。区長には人事権はなく、区の中の職員の配置の見直しは、区の中でそれぞれ応援体制をするという部分が、他の局と同じような扱いにはなっている。

A： 地域担当職員の業務は2,000万円のまちづくり以外にどのようなものがあるのか。

Q： 本音を聞けなかったりする部分もあると思っており、地域の会合やイベントとか様々なところに顔を出している。土日とか夜間とかそういったところに出向いて地域の方とのつながりを大切にしており、その中で聞いた要望とかを他のところにつなげたり、職員の方から提案したり、要望に応じては企業とのマッチングをしたり、要望だけというと軽く聞こえるのかもしれないが、まずは地域の方との密接な関係づくりが大事と思っている。また、自治会長が高齢であり、いろんな通知や書類が市役所から送られてすごく面倒がられたりするが、そうしたことの相談やサポートもしている。

### 3 所感

地域担当職員が地域に積極的に出向き収集した区の重要課題について、市役所全体で取り組むべく局との連携を図る地域ニーズ反映の仕組みは、担当局単独では判断が難しい地域課題について一定の方針を決定する一助として機能しており、本市でも参考になるのではないかと考える。

○令和5年12月15日（第5回）

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
  - (1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について
  - (2) その他

### 会議の内容

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
  - (1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

#### 概要

委員長から、令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）の今後の進め方について、10月に開催した本委員会で各政党に要望するためにまとめた岡山市議会の単独要望項目の8項目をベースに、令和7年度の白本へ盛り込むよう要望したい内容を次回の本委員会で議論する。また、8項目以外にも白本へ盛り込むよう要望したい項目がある場合は、その項目についても議論し、その結果、令和7年度の白本へ盛り込むよう要望がまとまったものは全て、市当局へ要望することとしたい、との提案があり、案のとおり決定した。

- 2 その他

#### 概要

本委員会の中間報告について、2月定例会において、中間報告書及び口頭報告を行うことと決定した。

○令和6年1月15日（第6回）

- 1 広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査
  - (1) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 北区区別計画の取組状況について
  - (2) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 中区区別計画の取組状況について
  - (3) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 東区区別計画の取組状況について
  - (4) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 南区区別計画の取組状況について
- 2 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
  - (1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について
- 3 大都市制度・広域行政調査特別委員会（中間）報告書（案）について

### 会議の内容

- 1 広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査
  - (1) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 北区区別計画の取組状況について
  - (2) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 中区区別計画の取組状況について

(3) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 東区区別計画の取組状況について

(4) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 南区区別計画の取組状況について

概要

各区別計画の令和4年度の取組状況について、施策展開の方向性に沿って事務事業の説明があった。

主な質問等

委員

もうかる農業とは、どういう農業か。

農林水産部長

集約化による大規模な経営と付加価値のある作物を作っていくことが、大きな部分だと思っている。

委員

南区の一つの名物としてファーマーズマーケットがあると思うが、計画の中には何も触れていないのか。

農林水産部長

サウスヴィレッジでの農業体験や農業農産物の直売等を通して農業や食への関心を深めてもらい都市と農村の交流促進を図るところで、施策の方向性として上げている。

## 2 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

### (1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

概要

各会派からの要望項目を議論し、以下の内容でまとめた。また、詳細については、正副委員長に一任した。

※令和6年1月30日 委員長から市長に要望

大都市制度・広域行政調査特別委員会における令和7年度の国の施策及び予算に関する提案

(通称：白本) について (要望)

令和6年度の国の施策及び予算に関する提案に関して追加して要望/新規で要望	提案内容
追加 要望項目	<p>3 子ども・子育て支援の充実に(4)として、以下の内容を追加すること。</p> <p>○ 子ども医療費の高校卒業までの無料化の国としての制度化、学校給食無償化の国としての制度化、学校の教員配置基準や保育士の配置基準を拡充すること。</p> <p>5 脱炭素社会の実現に、以下の内容を追加すること。</p> <p>○ 要請の背景の下部の図、「○地球温暖化対策に資する取組に対し、インセンティブを付与するなど財政支援を拡充する」内に「●学校」を追加すること。</p> <p>7 インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靱化の推進に、以下の内容を追加すること。</p> <p>○水道事業のインフラ整備に対しての国庫補助 管路更新、浄水場や水道管の耐震化に補助制度をつくること。</p> <p>10 義務教育施設等の整備促進に、以下の内容を追加すること。 &lt;記載例&gt; 10 義務教育施設等の整備促進 (1) 略 (2) 略 (3) <u>体育館へのエアコンの設置を含め、空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。</u></p>
新規 要望項目	<p>○農業支援の充実</p> <p>(1) 多面的支払い交付金制度について、周辺地域にとっては、多面的支払い交付金制度は非常に有効である。ただ、手続きが煩雑で利用をあきらめる地域があることから、手続きにおける簡素化を図るとともに、導入検討地域への支援強化を行うこと。</p> <p>(2) 鳥獣害対策について、山林と集落との間に緩衝帯整備を行うことが有効だと言われている。調査・研究して自治体が導入できるよう支援すること。</p> <p>(3) 農業用施設整備について、農家の高齢化や担い手不足が進む中、水路、樋門、ため池、農道などの農業用施設の維持管理の効率化が必要であり、自治体が農業用施設整備予算を拡充できるよう財政的に支援すること。</p> <p>特に、災害防止に資する農業施設の改修、修繕は積極的に実施できるよう財政的支援をすること。</p> <p>○バス路線など持続的な公共交通確保・維持のための財政支援を行うこと。</p>

## 主な質問等

### 委員

白本の趣旨，令和7年の今後の流れを説明してもらいたい。

### 政策局長

目的は，指定都市共通または大都市特有の特に重要な課題に関して，市長，議長の連名で要請活動を実施することにより，翌年度国家予算への反映や今後の制度改正の実現を図ることとしている。原則として，指定都市の行財政に重大な影響を与えるもの，来年度の国の予算，施策に直接関連するものまたは制度の創設，改善をするもの，指定都市共通または大都市特有の行財政課題の3点すべてに該当する項目について，国に提案することとしている。

今後の流れは，本委員会で提案のあったものについて各局に共有し，必要であれば文言調整などの相談をし，指定都市市長会の要望項目を決める議論の場に出すことを予定している。

## 3 大都市制度・広域行政調査特別委員会（中間）報告書（案）について

### 概要

（中間）報告書（案）について委員間で協議を行い，最終的な（中間）報告書（案）については，正副委員長に一任することとなった。

## 中間報告（まとめ）

これまで本委員会が行ってきた大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査、広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査を踏まえ、主立った本委員会の中間報告を行う。

まず、大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査のうち、国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）（以下、「白本」という）について、及び大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）（以下、「青本」という）について、並びに青本の際に提出する単独要望項目については、本市における諸課題を国に対して要望できる機会であり、議会としての要望をまとめることが本委員会における重要な内容となっている。

これまでも精力的に調査し、本市における諸課題を議会の目線から当局へ要望し、また時には直接国に要望してきたが、白本という、20市の指定都市の市長、議長の連名により翌年度の国家予算編成にあたり、特に重要な事項を提案している本件の議論の手法について見直しを行った。

具体的には、現状の本委員会の運営では、白本の案が固まった段階で議論しているため、本市議会の意見が白本の議論の俎上に載せにくいのではないかと、この意見が委員会で出た。これを受け、令和6年度要望までは要望内容を年に1回議論してきたが、令和7年度要望に向けては、早期のタイミングで委員会としての要望内容をまとめるため、議論を年に3回程度行う予定としている。

次に、広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査について、令和5年11月に広島市、久留米市、熊本市を視察した。

まず広島市について、広島県・広島市連携のための合同研究会を調査した。平成23年11月に県市トップ会談において松井広島市長が湯崎広島県知事に提案し、平成24年2月に広島県・広島市合同研究会を設置した。県・市双方の部長級以下の職員を構成員とし現在まで25回開催し、類似する行政サービスの洗い出しについて、73事務の移譲の検証、事務の共同化・広域連携の取組などを進めている。最近の主な成果としては県営住宅及び市営住宅の入居募集業務の共同化を図るとともに、令和3年3月に将来にわたり公営住宅を効果的・効率的に提供するという公営住宅施策の一体的な実施に向けて、市域内の県営及び市営住宅の供給に関する協定を締結している。県の事務権限のうち市民に最も身近な市が担うことで市民サービスの向上などの効果が認められるものについては、今後も積極的に移譲の働きかけを行っていきたいと考えている。課題としては、事務移譲に伴う県からの移譲事務交付金が十分でないなどが挙げられている。

市長と知事の強固な信頼関係の下、将来の特別自治市への移行も視野に入れながら、市民・県民の利益を最優先に考え、現行制度での県との二重行政の解消、近隣市町との広域連携などへの取り組みを強化している。本市においても、市民・県民の利益を最優先に考え、課題解決には多くの困難があるが、それらを乗り越えた市と県の協力関係を築き、将来を見据えた大都市制度の課題解決への取り組みを進めてもらいたい。

次に、久留米市について、久留米広域連携中枢都市圏を調査した。久留米広域連携中枢都市圏は平成27年11月に久留米市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町を圏域としている。主な連携事業としては、福岡県やうきは市と連携して、北部九州自動車産業アジア先進拠点プロジェクトの推進に資する、を事業目的として新産業団地整備事業に取り組んでいる。課題は、近年毎年のように豪雨に見舞われ、浸水被害が頻発し甚大な被害が発生しているため、圏域で連携して何ができるか等を整理している。

圏域共通の課題を掘り起こし課題の解決に取り組んでいるが、新たな掘り起こしに苦勞している。本市においても、市民のニーズをあらゆる機会をとらえ丁寧に把握し、継続した取り組みを図り圏域全体の利益につなげてもらいたい。

最後に、熊本市について、区役所のあり方を調査した。地域力の維持・向上を図るため、平成29年度に設置したまちづくりセンターに地域担当職員を配置するとともに、出張所等を再編している。地域担当職員は地域に積極的に出向くことなどにより多くの地域課題や市民生活に密着した要望を収集している。地域ニーズ反映の仕組みを整備することにより、地域担当職員が地域で収集した区の重要課題を市役所全体で取り組むべく、局との連携を強化してきた。これまで104件の区重要課題について「対応する」との協議結果となり、11億円を予算化している。地域ニーズ反映の仕組みは、担当局単独では判断が難しい地域課題について一定の方針を決定する一助として機能している。主な成果としては、区の重要課題について、市役所全体で連携して対応する意識が醸成されてきた。課題としては、持続可能な地域活動を行っていくための地域の担い手育成などである。

地域担当職員が地域に積極的に出向き地域の大小様々な課題を収集し、その中から区の重要課題を整理し、市役所全体で共有し課題解決につなげていく地域ニーズ反映の仕組みは、地域の課題を市の施策に生かす仕組みとして有効と考えるので、前向きに検討してほしい。

以上、大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査については、本市の諸課題における議会としての意見を国に伝えることは重要なことであり、より実効的な調査を行うために、要望内容の議論に当たって手法を見直していく、また、広域行政や区のあり方については、これからも他都市の状況を調査しながら研究を続けていく。



## 大都市制度・広域行政調査特別委員会報告書（中間報告以降）

### 1 構成

委員長	赤木一雄
副委員長	早野賢一
委員	平元道隆
〃	東毅
〃	和氣健
〃	吉本賢二
〃	難波満津留
〃	山田正幸
〃	前島慶太
〃	太田栄司

### 2 中間報告までの経過

さらに加速し深刻さを増す少子化・人口減少への対策，多発する大規模災害への対応，原油価格・物価の高騰で影響を受ける市民への支援など，急激な社会情勢の変化により，行政需要は増加し，また，多様化，複雑化している。

そのような中でも，本市をはじめ指定都市は，住民の声を一番身近に聞くことができる基礎自治体として，地域のニーズを積極的に把握し，地域の実情に応じた施策の決定・実施を迅速に行う「現場力」と，人口や産業，さまざまなインフラが集積する大都市として，スケールメリットを生かした一体的な行政運営により効率的かつ高度な住民サービスの提供を行う「総合力」を有しており，多種多様な行政課題に柔軟かつ的確に対応している。

その一方で指定都市は，過密や集中に起因するさまざまな都市的課題が顕在化している。交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題，ごみや排気ガスなどの環境問題，救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題，生活保護やホームレスなどの貧困問題等，全国に比べて指定都市では都市的課題が早くから明らかにされている。

さらに，大都市としての集積性・高次性・中枢性による都市インフラ需要等への対応や保健衛生・教育関係等の大都市特例事務を含む道府県並みの事務など，さまざまな形で大都市特有の財政需要が増加しており，歳出増の要因となっているが，これらの指定都市の実態に対応した税財政制度が確立しておらず，さらに，事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどにより，指定都市では自主財源による歳入の十分な確保が困難な状況となっている。

また，効率的・効果的な行政体制を図るため，連携中枢都市圏等の広域連携や特別自治市制度などの大都市制度，指定都市と県との役割分担について，本市だけではなく全国的な課題となっている。

こうした中、大都市行政の実態に対応する行財政制度に関して、また、広域行政、区のあり方等の大都市制度に関して検証する必要があると判断し、大都市制度・広域行政調査特別委員会が令和5年5月臨時市議会で設置された。

令和5年5月から令和6年2月にかけて委員会を6回開催し、令和5年11月には広島市、久留米市、熊本市へ行政視察を行った。そして、令和6年2月定例会市議会の初日に本会議場で中間報告を行った。

### 3 調査概要

○令和6年3月13日（第7回）

#### 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

##### (1) 令和6年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

#### 会議の内容

##### 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

##### (1) 令和6年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

#### 概要

令和5年6月5日に本特別委員会で議論した令和6年度の「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について、要請結果の説明を受けた。

#### 主な質問等

#### 委員

臨時財政対策債について、額がかなり減っているが、減った分はどこにいったのか。

#### 財政課長

臨時財政対策債は、そもそも地方交付税として措置されるべきものを国の財政状況等の影響によって地方が臨時財政対策債という形で交付税として不足する部分を発行しているという状況である。よって減額された分、本来の地方交付税が増額されるということになる。

#### 委員

前回の委員会で、令和7年度の白本について委員会で要望を上げたが、現状どうなっているのか。

#### 政策企画課長

1月から2月にかけて開催された政策分野ごとの局長会議に、委員会で出た要望項目を提出したところである。今後、各分野から出される絞られた提案項目の候補案が全体としてまとまり、20市で絞り込む作業に入る。委員会で出た要望のうち、農業支援の充実については、局長会議での絞り込みの段階で外れたが、その他は選定に入り、今後20市のほうで固めていく。

1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について【政策企画課長】

会議の内容

1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

概要

冒頭に、委員長から、本案件の進め方について、従来、この時期に開催される本特別委員会において白本の内容について説明を受け、各委員から出された意見や指摘を当局から指定都市市長会へ伝えることで成案に向けて協議していたが、白本の案がほぼ固まった段階で議論していたため、本市議会の意見が白本の議論の俎上にのせにくいのではないかとの意見が昨年度の本特別委員会が出たことを受け、令和7年度要望に向けては、早期のタイミングで委員会としての要望内容をまとめるため、本年1月30日に、令和7年度の提案の検討に際して市議会の要望が反映されるよう、市長に要望書の提出を行った、との説明があった。

白本は令和7年度の国の予算に関して指定都市共通の、特に重要事項について指定都市20市の市長、議長の連名による共同提案として取りまとめ、各省庁の翌年度予算概算要求書の取りまとめに入る段階で、政府及び政党に対し要請活動を行っているものである。今後の予定としては、6月中下旬に提案内容が決定され、7月上中旬を目途に要請活動を行う。その後、本年1月に本特別委員会から提案のあった項目の反映状況について政策企画課長から説明があった。また、令和7年度に向けた下記の項目の提案事項について、財政課長、政策企画課長、こども企画総務課長、医療助成課長、情報システム担当課長、ゼロカーボン推進課長、教育給与課長、教職員課長、道路港湾管理課長、危機管理担当課長、学校施設課長、教育研究研修センター所長から、資料により説明があった。

- ①「地方交付税の必要額の確保」
- ②「物価高への対応に要する財政措置等」
- ③「多様な大都市制度の早期実現」
- ④「子ども・子育て支援の充実」
- ⑤「基幹業務システムの統一・標準化の課題解決」
- ⑥「脱炭素社会の実現」
- ⑦「持続可能な学校体制づくり」
- ⑧「インフラ施設の長寿命化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進」
- ⑨「義務教育施設等の整備促進」
- ⑩「「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実」

令和7年度国の施策及び予算に関する提案に対する委員会要望の反映状況

	要望内容	反映状況
追加要望項目	3 子ども・子育て支援の充実に（４）として、以下の内容を追加すること。 ○①子ども医療費の高校卒業までの無料化の国としての制度化、②学校給食無償化の国としての制度化、③学校の教員配置基準や④保育士の配置基準を拡充すること。	①未反映 ②未反映 ③反映 ④反映
	5 脱炭素社会の実現に、以下の内容を追加すること。 ○要請の背景の下部の図、「○地球温暖化対策に資する取組に対し、インセンティブを付与するなど財政支援を拡充する」内に「●学校」を追加すること。	反映
	7 インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靱化の推進に、以下の内容を追加すること。 ○水道事業のインフラ整備に対しての国庫補助 管路更新、浄水場や水道管の耐震化に補助制度をつくること。	反映
	10 義務教育施設等の整備促進に、以下の内容を追加すること。 <記載例> 10 義務教育施設等の整備促進 (3) 体育館へのエアコンの設置を含め、空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。	反映
新規要望項目	○農業支援の充実 (1) 多面的支払い交付金制度について、周辺地域にとっては、多面的支払い交付金制度は非常に有効である。ただ、手続きが煩雑で利用をあきらめる地域があることから、手続における簡素化を図るとともに、導入検討地域への支援強化を行うこと。  (2) 鳥獣害対策について、山林と集落との間に緩衝帯整備を行うことが有効だと言われている。調査・研究して自治体が導入できるよう支援すること。  (3) 農業用施設整備について、農家の高齢化や担い手不足が進む中、水路、樋門、ため池、農道などの農業用施設の維持管理の効率化が必要であり、自治体が農業用施設整備予算を拡充できるよう財政的に支援すること。 特に、災害防止に資する農業施設の改修、修繕は積極的に実施できるよう財政的支援をすること。	未反映
	○バス路線など持続的な公共交通確保・維持のための財政支援を行うこと。	未反映

1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

【財政課長，税制課長】

会議の内容

1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

概要

青本は、大都市行政を総合的に進めるうえで不可欠な税財政制度の充実を図ることを目的に、昭和38年度から要望活動を行っているもので、毎年、指定都市共通の税財政制度の改正に関して、市長・議長の要望をまとめているものである。今後の予定としては、8月下旬に開催される指定都市の財政担当局長会議において最終文案の調整を行い、9月下旬には各市で意思決定を行う。また、10月上旬頃に指定都市市長会で税財政特別委員長会議が開催される予定である。

次の令和7年度要望（案）について、財政課長，税制課長から説明があった。

要望事項

<税制関係>

- 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 4 個人住民税の一層の充実
- 5 固定資産税等の安定的確保

<財政関係>

- 6 国庫補助負担金の改革
- 7 国直轄事業負担金の廃止
- 8 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- 9 地方債制度の充実

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
  - (1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目について

## 会議の内容

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査
  - (1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目について

### 概要

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望の際に提出する各政党個別要望項目（本市単独要望項目）について、昨年までは正副委員長で作成した要望項目案を委員会で協議していたが、今年は事前に会派ごとに要望を2つまで上げ、委員会では各会派から要望の趣旨等を説明した。その後、各要望について委員会で協議し、全会一致で賛成があったものを要望することと決定した。

決定した要望項目は以下のとおり。

- 1 「緊急防災・減災事業債」の期限延長について
- 2 子ども医療費の無料化について
- 3 障害者の雇用環境の改善について
- 4 介護者等への支援について
- 5 義務教育施設等の整備促進について
- 6 教育課題に対応するための教職員配置等について
- 7 子ども・子育て支援の充実について

## ■視察報告

○令和6年11月13日～11月15日（行政視察）

### ■視察日程

- 1 令和6年11月13日（水） 午後1時30分～ さいたま市
- 2 令和6年11月14日（木） 午前9時30分～ 横浜市
- 3 令和6年11月15日（金） 午前9時30分～，午後1時～ 浜松市

### ■調査項目

- 1 さいたま市 ・東日本地域との広域連携について
- 2 横浜市 ・特別（自治）市について
- 3 浜松市 ・浜松アリーナ（改修に関連した静岡市のアリーナ構想との連携）について  
・区の再編について

## ■さいたま市視察報告

東日本地域との広域連携について

### 1 視察概要

さいたま市経済局商工観光部経済政策課長 馬場 康行氏 から説明

#### (1) 東日本連携・創生フォーラムについて

- ・東日本連携の核となる大宮駅は、1日当たりの乗降客数が45万人と、多くの方に利用され、東京駅まで24分でアクセス可能な位置にある。また、大宮駅は首都圏広域地方計画において、東京への西日本の玄関口である品川駅に対し、東日本の玄関口として位置づけられており、新幹線6路線の結節点でもあることから、さまざまな方向に人・モノ・情報が行きかい、東日本の対流拠点としての役割が期待されている。
- ・東日本連携とは、さいたま市が持続的で自立的な地域社会の実現のため、「東日本の玄関口」「交通の結節点」といった立地優位性を生かし、東日本の各地域と広域連携を行うことにより、交流人口の拡大、対流の創出による活性化を図っていくもの。
- ・平成27年度より東日本の新幹線沿線自治体による広域連携を実施する体制として、17市町が参集し、平成28年の北海道新幹線開業をチャンスとしてとらえ、「東日本連携・創生フォーラム」が設立され、年1回継続してフォーラムを開催し、現在30の市町が参加している。
- ・このフォーラムは、広域連携による物産文化イベント等の地域資源を相互に活用し、観光客誘致に向けた共同発信、文化交流など人・モノ・情報の交流を促し、多様で相乗的な地域活性に取り組んでいくことを目的に開催している。
- ・フォーラムをきっかけに4つの事業を実施している。

#### ① ロケットカードの展開

全国の観光地を統一フォーマットでシリーズ化しているコレクションカードで、さいたま市に加え、東日本連携自治体のみなかみ町、金沢市、福井市の4市町において8種類のカー

ドを作成し、令和5年度から配布を始め、およそ1年で1万6,000枚のカードを配布している。

## ② 広報誌の相互掲載

各都市の広報誌に他の自治体のPR情報を相互に掲載しあう連携。今年度中に観光情報などにアクセスできるQRコードの相互掲載をする予定。

## ③ イベントの相互出店

各自治体で行われるスポーツイベントなどに東日本連携ブースという形で出店しあい、観光PRや特産品の販売を実施。今年2月に行われたさいたまマラソンにおいては、ブース出展のほか給食スポットで連携自治体にご提供いただいたお菓子などをランナーに提供し、PRできた。

## ④ 令和2年度の第6回東日本創生フォーラムでの東日本でつなぐSDGs宣言

### (2) まるまるひがしにほん（東日本連携センター）について

- ・東日本連携センター、愛称「まるまるひがしにほん」は、大宮駅東口にあり、平日は約2万人の通行量がある。大宮銀座通りに面していることから、2019年3月の開館以来、多くの方にお越しいただいている。
- ・まるまるひがしにほんは、東日本の玄関口であるさいたま市のメリットを生かし、東日本人・モノ・情報の交流発信を促進し、さいたま市を含めた東日本の地域経済を活性化することで、東日本地域の地方創生に寄与することを目的に開設された。
- ・開設以来、シティプロモーションの場として、さいたま市や東日本の魅力を広く発信するとともに、ビジネスマッチングの場として、東日本各地の事業者と市内事業者の取引拡大を支援している。
- ・1階部分はシティプロモーション機能を持ち、食を中心とした地域産品が紹介販売され、日本酒の有料試飲も実施している。週末中心となるが、各自治体がテーマを設定し、1階部分を利用している。
- ・金銭面での負担を減らして出店できることから、自治体単独での出店ではなく、広域地域での協議会などで出店を行うことも多い。たとえばさいたま市と新潟県三条市が共同で盆栽に関するプロモーションイベントを行った。また、市民交流イベントとして、新潟県長岡市・山古志村ウィークでは、震災復興や観光誘致を目的としたイベントを行う一方、旧山古志村の方々が地元の料理やお酒をふるまい、市民同士の交流が行われた。
- ・JR東日本物流が実施している荷物輸送サービスを活用したイベントでは、函館市でとれた新鮮な魚介類を新幹線で輸送し、まるまるひがしにほんで販売し、今年5月に開催された新潟フェアの際に、新潟市内で人気の老舗和菓子の賞味期限が当日中の大福を新幹線で運び販売するなど、新幹線貨物輸送の可能性が感じられるイベントとなった。
- ・福井県では、令和6年3月の北陸新幹線福井開業を見据え、まるまるひがしにほんをほぼ1か月貸し切り、大々的なPRイベントを開催した。期間中は週替わりで水ようかんやカニなどのフェアを開催したほか、毎週カニ弁当や焼き鯖寿司を数量限定で販売し、レジに行列ができるほどの賑わいになった。
- ・2階部分は、ビジネス交流サロン機能があり、ビジネスマッチングの場として、商談会、企

業の会議や研修場所としてご活用いただいている。

- ・ 1階部分と2階部分を同時に借りることで、1階でシティプロモーションを行い、2階では試飲会、アンケートの記入や抽選会等を開催する自治体もあり、さまざまな利用方法がある。
- ・ 利用実績は、令和5年度の来館者数が約106万人となり、年間の来館者数で初めて100万人を突破した。平日は約2,700人、休日は約5,000人が来館し、休日の多いときは9,000人以上が来館することもある。

### (3) 東日本の商材販路拡大について

- ・ まるまるひがしにほんで令和4年度から開催している東日本の食材商談会は、当センターを核として、市内の飲食、食品加工卸売の事業者を対象に、東日本自治体の食材を紹介する商談会。商談会の開催日は休館日とし、さらに一般の方々は入場不可として飲食店を営む方のみ入館できるようにしている。
- ・ この商談会は、令和4年度は7回、5年度は6回開催し、今年度は全6回の開催を予定している。
- ・ 食材の状態については、市内農家や東日本連携自治体などにご協力いただき、地元でしか食べられずに販路拡大の余地があるものや、さらに拡大を目指すものなどを出店していただき、出店者とさいたま市内の飲食事業者とのマッチング機会の創出に寄与している。
- ・ 食材の販路拡大には飲食店の協力も不可欠であるため、まるまるひがしにほんで連携して、東日本の食材等の消費拡大に努めるさいたま市内の飲食店をまるまるひがしにほんの店として登録する制度を設けている。まるまるひがしにほんで各都市がPRイベントを開催する場合には、まるまるひがしにほんの店にもイベントを周知し、地元でしか手に入らないような地酒を購入していただいたり、農産物を購入するケースがある。
- ・ また、東日本連携自治体が市内飲食店への販路拡大に向けた事業を実施する場合、ご協力いただけることもある。会津若松市が事務局を務める会津地域経済循環推進協議会では、会津地域の食材を利用して料理を提供してくれるさいたま市内の店舗を募り、まんてん会津フェアを定期的で開催している。このフェアにより、会津地域の地酒やトマトジュースを増設するようになった店舗などもあり、会津地域の食材の販路拡大に寄与している。

## 2 主な質疑応答

Q： まるまるひがしにほんの組織の財源や人員の配属はどうなっているのか。

A： 基本的に東日本連携・創生フォーラムについては、さいたま市の負担もあるが、イベントであるとか、連携事業の中で行っているものについては、各自治体が持ち寄って負担している。

Q： まるまるひがしにほんの建物は、どこがお金を負担しているのか。

A： さいたま市で負担している。出店するにあたっては各自治体から出店費用をいただいている。ここに常駐する職員は、総合商研という会社が委託という形でさいたま市からのお金と出店料とかを含め全体的に運営している。

Q： 各自治体はいろいろな行政課題を抱えながら運営しているので、そういうことを連携していこうということにはあまりつながっていないような気がする。そのあたりは目指すと

ころではないのか。

A： 各自治体は地方創生の中では行政課題があるが、その解決の一助になればと思って進めている。東日本連携センターだけですべてがなされるわけではないので、東日本連携の事業として誘客に結び付くとか地域のPRができる取組はこれからも実施していく。

物を売るような施設に見えてしまっていると思うが、その地域の物産をするだけなら大宮駅の中にもイベントスペースがあるので、そこでやっていただいた方がはるかに売ることとはできるが、駅という場所を考えると、それなりに売り上げをあげないといけなかったりするということになる。

さまざまな制約がある中で、我々の施設を使っていただいて、これから売り出していきたい商品をまるまるひがしにほんでプロモーションしていただいたり、試食をしていただきながら、そういったところでシティプロモーションとかテストマーケティングとかにチャレンジしていただくとか、そういった観点でこの施設を使っていただくということで各自治体にご案内している。

Q： 東日本連携センターを総合商研に運営を委託されているという話だが、利用料が設定されているが、ある程度自治体の持ち出しがあるのか。

A： 全体の運営費としては5,500万円くらいだが、その半分くらいは主催する自治体が払っていただいて、あとの半分は委託料というお金の流れになっている。

Q： 2,700万円くらいはさいたま市が持って、運営委託料という形で出しているということか。それだけの価値は他の市町と連携して全体を盛り上げていく上では必要という判断か。観光も1つではあるが、地方創生という意味もあると思う。

A： 物販を東京都内に仕掛けたいときに、いきなり全部外に出す自信がなかったりであるとか、そういうところを1回東日本連携センターでテストマーケティングをして首都圏でどういうニーズがあるのかとか、東日本連携センターの店で広めてもらう。さらにそれを首都圏に発信しながら拡大していくという意味合いも大きいと思う。

観光も1つのコンテンツで、物産であったり観光情報を流すとかそれも1つであり、また、各自治体の企業が首都圏にPRしながら販路を拡大する一助として施設を使っている部分も多いと思う。

Q： テストマーケティングが本格的なマーケティングに結び付いた事例とか、東京から東日本のいろいろな市町に人が来るようになったというのは把握可能なのか。

A： 会津牛をさいたま市内の店でテストマーケティングをやっていたが、実際にさいたま市内の飲食店で工場仕入れができる形になった事例がある。首都圏からどれくらいの誘客があるとかはつかみ切れていない。

Q： 東日本連携フォーラムの連携都市が30あるということだが、これはさいたま市が入ってくれと引っ張ってくるのかそれとも連携に入らせてと言ってくるのか、そのへんはどんな感じか。

A： 17市で始めたときは、さいたま市が考えたことなので、各自治体に声掛けしたり市長が出向いて各自治体に話をしながら、いいねということで入ってきている。また、取り組みの話聞いて積極的に参加したいという市もある。

近年では、岩手県の岩手町が職員の交流をしたいということで、岩手町の職員がさいたま市に1泊2日で研修にきて学んで帰っていくということをしている。各自治体の行政課題において対応できるものは対応していくという形をとっている。

Q： 地方創生として連携していくうえで各自治体がどういう成果を求めてきているのか。各地の物産をPRして特産品が売れていく、交流人口が増えそれが1つの地方創生になると思うが、その地域で特産品を作る人間がいなくなる可能性があり、首都圏一極集中がますます加速していくことになると思う。

だからどちらかというUターンしていただく、まずは移住していただく。そのへんの30市の考え方はどうなのか。

A： 各自治体の人口減少というのは、地方創生をしていくうえで厳しいものがあると聞いている。そういった中で、まず地元の産業を育成しながら地元にとどまっていただけ対策をしていきたいというのも聞いている。地元産業をつくったり、安定化させて住んでいる方が外に行かないとか定住していただくようなといったイメージを持っている。

働く場所を考えたとき、東京とか首都圏とかは選択肢の一つだと思うが、地元の魅力ある産業を定着させていくというのも一つと思うので、実際この取組をやっている中で、大学のスタートアップ連携も東日本連携の広域連携でやり始めている。信州大学が頭でスタートアップエコシステムというのを作って、群馬大学、宇都宮大学と連携が始まっている。

Q： 連携はこれからも都市が増えていくと思う。ちょっとがった見方かもしれないが、人の移転とかという動きがある。(首都機能を)どこかに持っていこうという動きの中で、大宮に持っていこうというところからこういう取組を、この事業も(首都機能移転の)一つの歯車として動かそうとしているとしたら、この連携は戦略かなと思うがどうか。

A： そこまでの移転については想定に入れていないが、大宮駅の南側にさいたま新都心があり、そこが首都圏のバックアップ機能になっている。関東甲信越を見るような国の行政機関が来ている。

首都直下型地震であるとかそういう災害があったときに、東京都なんか全部全滅することはないと思うが、機能しなくなったときに災害拠点の機能としてすべてさいたま新都心で国の機関が業務を行うという状況であるが、それが首都圏の中の一つの役割になっていると思う。

各自治体の中で人口減少は課題になっていて、市役所職員数も厳しくなっていく。そうやってきたときに、それぞれが補い広域連携でやっていく必要性はこれからますます出てくるのではないかと思う。広域連携というのは、各自治体を持っている特徴的な部分や特性のものを結び付けて補ってあげればいいと思っている。

そういった中でさいたま市が地の利として持っているものは、各自治体に使ってもらいたいし、各自治体で持っているものについてはさいたま市が逆に利用したりとか、相互連携・広域連携でやっていく必要があると思う。

Q： 経済局でこの事業を行っているというのがちょっと意外な感じがする。この取組が観光とか物産品を売ることでお互いのニーズを生かしていくことにつながると思うが、さいたま市内の飲食店の売り上げが上がるとか、企業の売り上げがあがるとかということを目的

としているのか。また、この取組を今後どのようにしていきたいのか、何か野望のようなものはあるのか。

A： 市内の売り上げとかイノベーションが進んでいくとかといったところの把握は行っていないが、各地方からいただいた食材を取り扱うことによってお客さんが増えたという声はうかがっている。

ビジネスの世界ではこういった取組がすぐさま結果が出るものではないと思う。一つ一つ取組を順次進めていきながら、将来的に経済でビジネスとして結び付いていくものだと思う。

これからの展望については、各連携都市の課題を意見交換しながらこの取組をさらに発展させていくべきだと思っている。

### 3 所感

さいたま市が取り組んでいる東日本連携の事業は、総務省の連携中枢都市圏を超えた広域連携であり、連携の具体的な事例についても詳しく説明を受け、徐々にではあるがビジネス面も含め成果が上がりつつあるように感じられた。この広域連携を参考にしながら、中国・四国の「瀬戸内」をキーワードとした広域連携や、西日本・九州への新たな観光誘客を図る「西日本・九州ゴールデンルートアライアンス」といった広域連携の取組が深まることを期待する。

## ■横浜市視察報告

特別（自治）市について

### 1 視察概要

横浜市政策局大都市制度推進本部室制度企画課長 松石 徹氏 から説明

- ・横浜市は、単に今県が行っている仕事もやって48番目の県になるということではなく、市内の国以外のすべての地方事務をやる自治体として特別市を他の政令指定都市とともに法制化を目指している。
- ・特別市になると、限られた税金を例えば窓口の一本化などで無駄を解消し、ニーズに沿ったよりきめ細やかな行政サービスを展開できると考えており、行政効率を高めることによって限られた税金を有効活用することで、行政サービスを向上していくというものである。
- ・神奈川県は、県内の政令指定都市は県から独立する特別市の法制化を目指しているといった危機感をあおるようなリーフレットを作成し、県内で配架している。その中で県がいくつか指摘している課題というのは、政令市側としてはいずれも制度設計をする中で解決できると考えている。

### 2 主な質疑応答

Q： 横浜市は、この特別自治市制度についてテレビ番組を製作したりとかパンフレットとか作成したりしているのか。市民への周知はどのようにしているのか。

A： お手元に配っているチラシだが、このような広報物を作って、イメージとして未来の選択肢をつくるんだ、そういうのを目指しているんだというのを伝えるようなものを今年

作った。

また、チラシ1枚ではなく少し勉強したい方に向けては、横浜特別市のリーフレットを用意している。さらに、区ごとに町内会連合会みたいなものがあり、そこへ市長が直接出向いて説明し、意見交換を令和4年度から行っている。令和5年度からは100人単位で出張説明会を行っている。

直接説明を聞くことで、アンケートでも理解が深まった、満足したなど理解は着実に進んでいる。説明会を行ったところで人口377万人のうち3,000人くらいでわずかではあるが、地道にそういうのを積み上げていって、県が言っているような住民目線から妥当ではないと言われたときに、住民は必要だと言っているというようなことを説明できるような措置はしていかなければいけないと思っている。

Q： 横浜市と神奈川県の関係もなかなか微妙なところがあって難しいと思うが、横浜市選出の神奈川県議会議員はどのような立場をとっているのか。

A： 横浜市が特別市になると横浜市選出の県議会議員に何かしらの変更が生じるというようなことになるので、この構想に賛成をするような声はなく、むしろ反対の声を聞いている。

Q： 横浜市から選ばれた国会議員がどのくらいいてこの構想についてどのように動いているのか。

A： 横浜市選出の国会議員は同時に神奈川県内選出の国会議員でもあるので、神奈川県でこういったチラシをつくったら県議会議員のみならず県内選出の国会議員も熱心に周知して回っていると東京事務所から聞いている。

横浜市内選出の国会議員にもアプローチはしているが、国会議員・県議会議員・市議会議員がいる状況の中で、もろ手を挙げてどっちかに賛成というような状況にはなっていない。横浜市出身の国会議員は、菅、草間、古川議員で、古川議員は本日総務大臣政務官に就任されるということで、国益の力も借りながら政治的な動きにつなげていければと思っている。指定都市市長会も提言をまとめる予定にしており、「指定都市を応援する国会議員の会」もあるので、政治的な動きも広げていければと思っている。

Q： 国との連携ということだが、横浜市として県内の他の市町村との連携や議論、また、県民に知ってもらう取組はあるのか。

A： 神奈川県は日本で唯一政令指定都市が3市ある県なので、3政令市の連携は密にやっついこうということで取り組んでいる。県内の市町村には3市が手分けをして1度は説明を行い、一定の理解はさせていただこうという取組もしている。

また、横浜市は7つの市と隣接しているので、8市連携市長会議を立ち上げて地域の共通で抱える課題への取組も行っている。

Q： 政令指定都市20市全部が特別市になってやっていくわけにはいかないと思うが、今後の取組と政令市の横の連携というのをどう考えているのか。

A： 指定都市市長会としては20市が連携してあくまでも特別市の法制化を一致連携して目指すのであって、実際法制化が実現した先にそれぞれの市が特別市を目指すかどうかはまちまちで、大阪市と堺市は大阪都構想の方向だと思うし、県内でも川崎市は今も横浜市と並んで特別市の推進の先頭に立っているようだが、相模原市は12年くらい前に市町村を合併

して今の相模原市になったばかりで、今の時点では特別市に移行するつもりはないと市長は言っている。

このような状況なので、1自治体というよりは指定都市市長会と連携して国、行政面では地方制度調査会、総務省の方の取組へのアプローチ、あと災害救助法は政治的な動きも相まって改正に至ったような事例もあるし、大阪都構想も熱心な政治的な動きでなった事例もあるし、政治的なムーブメントでも法改正につなげていければと思っている。

Q： 横浜市と神奈川県の関係について、担当部署同士では日々の意見交換はあると思うが、市長と県知事との間で毎年意見交換があるとか、地方自治法に基づく調整会議とかあると思うが、実状は。

A： 令和3年に指定都市市長会として特別自治市についてのプロジェクトでの一定の答えを出し、動きも結構あったという状況の中で、政令市側の動きだけが見えている状況もあって、神奈川県としても有識者の研究会を立ち上げ、その研究会で県民目線からいって妥当ではないので、特別市構想はするべきではないという有識者の結論の答申があり、それを受けて県も令和4年3月ごろに声明を出している。

そういう状況なので、ぜひその話を取り上げて指定都市都道府県調整会議を開きましょと3政令市連名で県に申し出をしたが、門前払いとなった。その後マスコミでも県と市がもめてるとか記者会見で話し合いはしないのかとかの質問がでるような状況となり、2年ほど前のゴールデンウィークの最中、4首長が一堂に会した。

そのときも、特別市議論進まずとか対立鮮明というようなセンセーショナルな見出しとともに報道されるくらい双方が意見を言って終了したに過ぎないという状況ではあるので、なかなか話し合いでは解決するものではないという状況である。

Q： 特別市に限らず県知事と市長がオフィシャルに会うこともないのか。

A： セレモニーとかあれば会うことがあるが、大都市制度についてとか地方自治法についてみたいなことで話し合いの場みたいなものはない。

### 3 所感

特別市の法制化に向け横浜市では、独自の取組をはじめ、川崎市や相模原市と連携し地道な機運醸成の取組などを行っていることが実感できた。岡山市も横浜市と一緒に指定都市市長会の一員として法制化に向けた要望を今後も継続して行うことが重要と考える。

#### ■浜松市視察報告1

浜松アリーナ（改修に関連した静岡市のアリーナ構想との連携）について

##### 1 視察概要

浜松市市民部スポーツ振興課副主幹 鈴木 一隆氏、主任 八木 嘉紀氏 から説明

- ・浜松アリーナの改修事業の背景として、平成2年の開館以来34年経過しており、つり天井とか屋根の劣化などが顕著に進んでいるため、改修を進めていく。あわせてプロバスケットボールやプロバレーボール等のアリーナ基準がどんどん高度化しており、その基準に適合させたアリーナにしなければならない。

- ・プロスポーツチームとの連携ということもあり、この施設のほかに旧浜北区に1,500人収容の「サーラグリーンアリーナ」があり、そこをVリーグ所属のプロバレーボールチーム「ブレス浜松」が使い、Bリーグ所属のプロバスケットボールチームの「三遠ネオフェニックス」が浜松アリーナを使っている。

こういった状況の中、ブレス浜松がSVリーグを目指した動きがあり、プロスポーツは浜松アリーナに集中してプロスポーツ中心の施設に改修しようという取組でもある。また、昨年矢沢永吉さんにもライブで使っていただいたが、音楽ライブも受け入れる形で音響も含め改修を考えている。

- ・静岡市のアリーナ構想との連携の観点からであるが、特段連携ということは考えておらず、どちらかという浜松アリーナの競合相手となるので、我々としても改修する中で魅力を高め利用者の獲得に努めたい。

## 2 主な質疑応答

Q： 岡山市でもアリーナ整備の計画を立てているが、その中で1つ出てきたのがDX。DXもいろんなパターンがあると思うが、DXについて何か考えているのか。

A： 現状、DXじゃなきゃいけないというところはない。改修に当たってはPFI方式になっているので、民間企業の提案が重視されているところもあり、明確にこの機能を追加という予定はない。

Q： アリーナの運営については市からの財源を相当入れていると思うが、どういう考え方で運営されているのか。

A： 他の体育館と浜松アリーナの役割を明確化しようというのが改修計画の発端で、当然コストを抑えつつ収入を多く運営していこうという考え方。見るスポーツ・支えるスポーツでスポーツの中核となるような施設としての位置付けを考えているので、一定金額の投資はする。

Q： プロスポーツとか音楽イベントでは相当の使用料が入るのは間違いないと思うが、公設民営は考えていないのか。

A： 最近のPFIの考え方では、指定管理料はなしで収入だけで運営していこうというコンセッション方式という形での取組もあるが、当アリーナは改修になっているので、なかなか事業者の工夫とかが入りづらいというところもあり、指定管理料を支払ったうえでの運営が基本となっている。

Q： 使用料と税金を投入する割合は。

A： 現状ではだいたい4対6くらいになっている。指定管理料は年間1億5,000万円。

Q： 静岡市のアリーナとは競合ということだが、静岡市のアリーナの規模とか内容を分かる範囲内で教えていただきたい。

A： 報道で出る程度しか把握していないが、立地的には明らかに向こうの方が優位で、新設の時点で我々が不利というのは明らかである。

Q： アリーナの改修事業費や改修期間はどのくらいを見込んでいるのか。

A： 改修費だけで約90億円。静岡市のように新しいアリーナを造ろうという議論はなかった。

最初のコンセプトは80年使う施設が発端になっているので、改修してどう生かせるかを考えてきた。また、改修期間は2年と考えている。

### 3 所感

浜松アリーナは、静岡市のアリーナとは連携ではなく競合相手ということから、本市のアリーナも香川県のアリーナをはじめとした近隣のアリーナと比べどう魅力や特色のあるものを整備し、市民県民に喜ばれる施設となるか今後も議論していく必要があると感じた。

## ■浜松市視察報告2

### 区の再編について

#### 1 視察概要

浜松市市民部市民協働・地域政策課課長 嶋津 裕亮氏、課長補佐 石原 巧氏 から説明

- ・今回の7区から3区への再編は、天竜区はそのままであとの2区を横に切ったような形で行った。浜松市は天竜区の面積が圧倒的に広く、約940km<sup>2</sup>。一方人口は約2万6,000人。一番南の4区をくっつけて中央区になったが、面積は約270km<sup>2</sup>で人口は60万人。7区のときは天竜区を除き人口は何となく10万人ぐらいだったが、今回はそういった視点はなくそれぞれ特色を持った3つの区になったという状況である。
- ・再編の意義は、浜松市だけではなく日本が置かれている人口減少や少子高齢化、激変する社会経済状況ということ、また、市民ニーズの多様化、さらにデジタル化の急速な進展があり、区の再編はこれらの課題を直接解決するものではなく、このような環境変化に対応するため行政組織の見直しを行うというものである。
- ・また、地方自治法に義務付けられている区役所の数を減らした一方で、元区役所だった4か所は、「行政センター」という名前に変えたが、これまでと全く同じサービスを提供している。
- ・区の再編に当たっては、市議会の全員協議会で全員に意思決定していただいたり、自治会や住民団体に構成する協議会への説明の際は、当時の特別委員会の委員長がまずなぜ区を再編するのかという説明をして、続けて当局が説明するといったことで、異例な対応であったが議会と当局が二人三脚でやってきたという状況である。
- ・浜松市には副市長が3人いるが、そのうち1人を再編にあわせて、中山間地域を担当・専任し、天竜区役所に常駐する副市長として配置している。

#### 2 主な質疑応答

Q： 浜松市は平成19年に政令指定都市に移行し、平成27年には7区から3区にした方がいいという話が出てきたということだが、平成19年のときに7区にした理由は。

A： 7区の区割りについては、当時天竜区を除くとだいたい人口が10万人くらいで、先行政令市の区割りを参考にし、10万人から20万人くらいが1区当たりの人口というのが判断基準にあったと思う。12市町村の合併だったので旧浜松市は60万人で何かしら割るしかないという状況だったが、それ以外のところはくっつけたり単独でいたりというような両にらみということの中での最終判断だったと思う。

Q： 再編により区の名前が変わっても市民サービスの水準が下がっていないというのは重要なことだと思うが、これは恒久的な措置なのか、それともどこかの段階で見直しを図るということなのか。

A： 旧4区役所を行政センターという名称に変え、行政センターを廃止するという動きは現時点ではない。

Q： 区を再編すると議員の選挙区も変わるが、議員定数の見直しはあったのか。

A： 令和5年が統一地方選で次が9年度なので、区の振り分けだけを行い今年1月1日の再編時には定数は書かず見直しは行っていない。ただ、市民の関心は高く、再編後の引き続きの協議事項として市議会の中で定数の議論を行っている。現在の議員定数は46人。

Q： 再編時の区の名前に地名が入った経緯は。

A： まず区の数と区割りが決まり、次は区名を決めましようとなったとき、区の名前の候補を市民公募し、公募した区名の中から多いものを市民アンケートを行ったりしたが、最後は現在の区の名前を使わないことでリセットし、市民全体の投票で多い名前に決定した。

Q： 区を再編して、再編の要素としては5年間で81人職員を削減する話があったが、逆に職員が増えた業務はあるのか。

A： 再編の際、あわせて内部事務の見直しをしないと職員減数をはじき出せないなので、区共通の業務は中央区に持ってくることも可能だし、行政センターが箱として余力があれば内部事務の集約場所としてもいいのではという議論をしている。

Q： 岡山市では、昭和の旧町村合併時の拠点として「地域センター」、平成の合併時の拠点として「支所」があるが、浜松市にもそういう単位の出先機関はあるのか。

A： 基本的には12市町村の役場もそのまま拠点として活用している。

Q： 前浜松市長が静岡県知事に就任されたことで、市と県の関係での仕事のやり方とか教えていただければ。

A： 前市長は区の再編を4期16年メインで取り組まれ、また特別市についても思い入れがあった。浜松市出身の方が知事に就任されたことは心強いし政令市も16年経験されたので、うまくやっていただけるのではないかと期待している。

### 3 所感

浜松市の区の再編については、一つ一つ丁寧な説明と繰り返しの議論が必要であり、再編するまでには長年の期間を要することが理解できた。今後本市も区の再編の議論がないとは言えず、特に市民をはじめとした方々の希望を取り入れ、かつ理解と協力を得て決定に至るまでには、非常な努力が必要と感じた。

○令和6年11月22日（第11回）

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査  
(1) 令和8年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

#### 会議の内容

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査  
(1) 令和8年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

##### 概要

委員長から、令和8年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）の今後の進め方について、昨年度と同様、事前に各委員から令和8年度の白本へ盛り込むよう要望したい項目を提出してもらい、次回の本特別委員会で議論する。その結果、令和8年度の白本へ盛り込むよう要望がまとまったものは全て、市当局へ要望することとしたい、との提案があり、案のとおり決定した。

○令和6年12月23日（第12回）

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査  
(1) 令和8年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

#### 会議の内容

- 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査  
(1) 令和8年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

##### 概要

令和8年度白本へ盛り込むよう要望する項目について、各会派から出た要望項目を議論し、以下の内容でまとめた。また、詳細については、正副委員長に一任した。

※令和7年1月30日 委員長から市長に要望

大都市制度・広域行政調査特別委員会における令和7年度の国の施策及び予算に関する提案  
 (通称：白本) について (要望)

令和8年度の国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本) への要望
<p>○子ども医療費助成制度について                      各自治体によって助成内容が異なり不公平感が生じている現状に鑑み、国が主導して制度の統一化を早急に図ること。</p>
<p>○スタートアップ支援について                      地方において、イノベーションの創出や社会課題解決に取り組むスタートアップ起業家への支援策の拡充・強化と財政措置の充実を図ること。</p>
<p>○地域公共交通の維持について                      (1) 交通不便地域での生活交通の確保など持続的な公共交通維持・充実のための財政支援を行うこと。                      (2) 地域公共交通事業者の離職率低減や採用数向上に向けた処遇改善、労働環境改善、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。</p>
<p>○空き家対策のあり方について                      今後も空き家は増加する見込みであることから、令和5年12月の法改正に基づき、管理不全空き家の適正管理、状態の良い空き家の利活用、空き家の発生抑制の促進等を自治体が行いやすくするよう取組を強化すること。</p>
<p>○インフラ施設の長寿命化対策及び防災・減災対策について                      水道事業について、浄水場や水道管の管路更新・耐震化への国補助制度を拡充すること。</p>
<p>○不登校児童生徒支援対策について                      不登校児童生徒の理由別推移をみると、無気力や不安など情緒的混乱を理由にしている児童生徒が年々増加していることから、心のケアを重視した対策を強化すること。</p>
<p>○学校給食費について                      独自で無償化を実施している一部自治体を除き、多くの自治体が国による統一的な取組を要請している現状を重く受け止め、早急に課題を整理し、実現に向けた議論の俎上に載せること。</p>

1 広域行政，区のあり方等の大都市制度に関する調査

(1) (仮称)岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例について

会議の内容

1 広域行政，区のあり方等の大都市制度に関する調査

(1) (仮称)岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例について

概要

保健福祉・協働委員会で作成中の(仮称)岡山市町内会との協働による地域社会の活性化推進に関する条例について調査した。

町内会は各地域における共助の担い手として，多岐にわたり活動され，地域コミュニティの中核を担っている。近年は，激甚化する自然災害への備え，ふだんからの防犯，防災への対策，社会から孤立されている方への支援など，地域住民の支え合いの必要性が高まっており，ふだんからの交流や助け合いのため，町内会等の果たす役割はますます重要となっている。一方，町内会は，少子・高齢化や価値観の多様化などに伴い，加入率低下，役員の高齢化，担い手不足など，数々の課題を抱えている。このままでは地域コミュニティの中核をなす町内会の維持，存続が困難な状況に陥るおそれがあり，地域の活力そのものが低下していくことが危惧されている。条例は，地域の活力向上のため，町内会等の維持及び活動の活性化並びに発展を将来にわたって地域住民，事業者及び市が支え，住みよい豊かな地域づくりを目指す活動の促進を図り，もって明るく暮らしやすい地域社会の活性化推進に寄与することを目的に制定することである。

保健福祉・協働委員会の正副委員長から，条例制定の背景や目的について上記のような説明があり，その後委員から質疑を行い，本特別委員会から以下の内容を保健福祉・協働委員会への申し送り事項とした。

■保健福祉・協働委員会への申し送り事項

Q：市の負担が増加したり，町内会に新たな権限を持たせるようなことにはならないのか。

A：理念条例であるが，町内会活動や市の事業や施策展開を逸脱するものではなく，現に活動している範囲，支援をしている範囲内で各条項を定めようとするものであり，新たな役割を定義するものであるとか，市の負担増に直結するようなものではない。また，町内会等から聞き取りを行っているが，権限を新たに持つということは町内会自身も望んでおらず，新たに権限を持たすような記述は定義していない。

Q：条例の実行力について，義務規定なのか，努力規定でとどめるのか。

A：義務をうたうには利害関係者との調整も当然に必要であるため，実効性を無理に持たせるのではなく，各々の利害関係者が実現に努めるよう，努力規定までに留めるのが適切と考え，それを原則として，努力規定で各条項を構成するようにしている。

Q： 町内会が直面している問題の解決にどのように資するものであるのか。

A： 具体的な回答はまだ難しいが、新しい町内会長への説明会など支援をしていきたい。

**【関連意見・要望】**

- ・町内会が抱える問題は深く、困難がいっぱいある。条例の制定を契機に、市としてできることがまだまだあるのかどうか、しっかり研究してほしい。
- ・負担や不満を1つでも解決できるような条例に向けて、当局はこれから本当にどうしていくのか新たなスタートである。区も含めて、全局でどういうふうに岡山市と町内会が、肩を組んで歩いていけるか議論してほしい。
- ・新しい町内会長が何をすればいいかわからない問題は大きい。新しい町内会長を素早くフォローできるような体制づくりが今後必要だと思うので、鋭意努力してほしい。
- ・条例をつくったからと言ってすぐに何かが大きく変わるというようなものではない。条例だけでなく、町内会が本当にうまくやるために何ができるのか他の方法も考えないといけない。

Q： 町内会の加入率の低下や高齢化が問題だと思うが、岡山市の独自ポイントや強みは何か。

A： 多様な主体というところを前文に盛り込んだところや、今後の次世代に引き継いでいくところを明記した。

**【関連意見・要望】**

- ・地域の草刈や川掃除のときに小中学生が出てきてくれず、学校でもボランティア活動をしたから評価するということをやっているところもある。次世代へという部分は子どもたちが中心になるかと思うので、地域活動に協力的になるよう教育委員会ともしっかり話してほしい。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 広域行政，区のあり方等の都市制度に関する調査<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 岡山市第六次総合計画 北区区別計画の総括について</li><li>(2) 岡山市第六次総合計画 中区区別計画の総括について</li><li>(3) 岡山市第六次総合計画 東区区別計画の総括について</li><li>(4) 岡山市第六次総合計画 南区区別計画の総括について</li></ol></li><li>2 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）の要請結果について</li></ol></li></ol> |
|---|

## 会議の内容

- 1 広域行政，区のあり方等の都市制度に関する調査
  - (1) 岡山市第六次総合計画 北区区別計画の総括について
  - (2) 岡山市第六次総合計画 中区区別計画の総括について
  - (3) 岡山市第六次総合計画 東区区別計画の総括について
  - (4) 岡山市第六次総合計画 南区区別計画の総括について

### 概要

各区別計画における平成28年度からの主な取り組みの実績について，区の将来目標の実現に向けて重視すべき3つの視点で総括したもの，各区が区民と協働して独自に取り組んできた区まちづくり独自企画事業をまとめたもの，各区において進めてきた主な取り組みについて落とし込んだマップの3点の資料により説明があった。

### 主な質問等

#### 委員

良いことは強調されているが，周辺部や中山間地域の課題が反映されていない。中心市街地の整備は目に見えて進んでいる一方で，周辺部では成果が実感しにくい。次期計画では，良い点，課題点をバランスよく記載すべきではないか。

#### 政策局長

分野別の整理，区別の整理を進める中で，課題の抽出と対応方針を明示していきたい。

#### 委員

広報番組等では，中心部の整備が強調され，周辺部が取り上げられることが少ない。合併地域や中山間部の地域資源に光を当てる広報戦略が必要ではないか。

#### 広報広聴課長

総合計画の内容と連携しながら，広報コンテンツの見せ方を工夫し，地域全体の前進を感じられるようにしたい。

## 2 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

### (1) 令和7年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）の要請結果について

#### 概要

令和6年5月30日に本特別委員会で議論した令和7年度の「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について、要請結果の説明を受けた。

#### 主な質問等

##### 委員

子ども・子育て支援の充実に関して、統一的な国の子ども医療費助成の制度化が進んでいないが、現行の要望手法でよいのか。

##### 政策局長

市単独では限界があり、指定都市市長会など他のチャンネルも活用して要望を続けることが必要と考える。

○令和7年3月27日（第15回）

### 1 大都市制度・広域行政調査特別委員会調査報告書（案）について

#### 会議の内容

### 1 大都市制度・広域行政調査特別委員会調査報告書（案）について

#### 概要

報告書（案）について委員間で協議を行い、最終的な報告書については、正副委員長に一任することとなった。

## ま と め

### はじめに

わが国に指定都市は現在20市あり、3つの役割を担っている。1つ目は、住民に身近な基礎自治体としての役割であり、指定都市は70万人を超える多くの住民に対して、福祉・まちづくり・ごみ処理・義務教育・消防などの生活に密着した行政サービスを総合的に提供している。2つ目は、都市圏における中枢都市としての役割であり、人口や産業の集積に伴い必要となる道路、鉄道などの都市的インフラの整備を図るとともに、下水道や高度情報・通信基盤整備など企業・事業者にも高い便益をもたらす行政サービスを提供している。また、大学などの高等教育機関や地域の中核医療施設などの高度な都市機能の整備を行うとともに、国際コンベンションの開催など集客交流機能を高め、積極的な情報発信を行うなど、さまざまな分野において、広域的な機能を発揮しつつ、都市圏全体の活性化、発展のための牽引役としての役割を果たしている。3つ目は、先端都市として都市行政を先導する役割であり、人口が過密・集中していることに関係して、環境問題や安心・安全の問題など抱えているさまざまな都市的課題に対し、他に先駆けて施策を打ち出しており、今後も都市行政の最先端都市として全国をリードする役割を期待されている。

一方で、過密や集中に起因する都市的課題は、大都市特有の財政需要として財政を圧迫している。しかし、これら的大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していないために必要な歳入が確保されず、また、インフラ整備のためなどに多額の起債をせざるを得ないため債務残高が膨れ、多くの大都市は厳しい財政状況にある。そのため、大都市特有の財政状況に対応した都市税源の充実強化を図るなど、大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要である。

本特別委員会は、これらの課題を踏まえ、「1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査」「2 広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査」の2つの付議事件について、本市の現状や課題等を当局から聴取するとともに、先進都市等への行政視察を実施し、調査・研究をしてきた。あわせて、指定都市特有の課題に対応すべく機会を捉えて政府・関係機関等へ要望活動を行ってきた。

以下、それぞれの調査事件に沿って調査結果の概要を報告する。

### 1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査

本特別委員会では、指定都市市長会及び指定都市議長の連名により毎年行っている「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について、また、各政党に対して行っている「指定都市行財政問題懇談会」の要望項目について検討を行い、関係各位へ要望活動を行った。

#### (1) 国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

本提案は、翌年度の国家予算に関して指定都市共通の特に重要な事項について、指定都市市長・議長の連名により行っているため、本市の諸課題を国に対して要望できる機会であり、議会とし

ての要望をまとめることが本特別委員会において重要な内容となっている。これまでも精力的に調査し、本市の諸課題を議会の目線から当局へ要望し、また、時には直接国に要望してきたが、本特別委員会における白本の議論の手法について、今回見直しを行った。従来は、5月の下旬から6月上旬に白本の内容について当局から説明を受け、各委員から出た意見や指摘を当局から指定都市市長会へ伝えることで、成案に向けて協議していたため、白本の内容について協議する委員会は1回のみであった。しかし、その手法だと白本の案が固まった段階での議論となってしまう、本議会の意見が白本の議論の俎上に載せにくいのではないかと、この意見が委員会で出された。これを受け、令和7年度の白本の内容を検討するにあたって、早期のタイミングで委員会としての要望内容をまとめ、本議会の意見が反映されるよう、令和6年1月に市長に要望書の提出を行った。その後、3月に令和6年度の白本の要請結果についても当局から報告を受けるようにし、5月には1月に市長に提出した委員会要望の反映結果も含めた令和7年度の白本の内容について、説明を受けた。令和8年度の白本についても、同様の手法とし、令和7年1月に市長へ委員会としての要望書の提出を行い、3月に令和7年度の白本の要請結果について、当局から説明を受けたところである。委員会からの要望が全て白本に反映されたわけではないが、従来のやり方に比べ、早めに要望を提出することで、本議会の意見を反映できる可能性が高まったと思われる。また、協議する回数が増えたことで、委員会での議論もより活発なものになった。

#### 国の施策及び予算に関する提案事項

令和5年度	令和6年度
① 感染症や物価高騰への対応	① 地方交付税の必要額の確保
② 地方交付税の必要額の確保	② 物価高への対応に要する財政措置等
③ 多様な大都市制度の早期実現	③ 多様な大都市制度の早期実現
④ 子ども・子育て支援の充実	④ 子ども・子育て支援の充実
⑤ 「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実	⑤ 基幹業務システムの統一・標準化の課題解決
⑥ 脱炭素社会の実現	⑥ 脱炭素社会の実現
⑦ 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における課題解決	⑦ 持続可能な学校体制づくり
⑧ インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靱化の推進	⑧ インフラ施設の長寿命化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進
⑨ 教職員不足への対応と働き方改革の推進	⑨ 義務教育施設等の整備促進
⑩ 持続可能な救急医療体制の確保等に向けた財政支援	⑩ 「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実
⑪ 義務教育施設等の整備促進	

(2) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

(3) 政党別指定都市行財政問題懇談会について

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望は、税財政の充実を図ることを目的に、指定都市市長・議長の連名により行っている。具体的には、指定都市市長会の中で幹事市の市長・議長が関係省庁及び政党へ要望活動を行い、税財政関係特別委員長が衆議院総務委員会及び参議院総務委員会に対して要望活動を行う。また、税財政関係特別委員会委員が各政党別に執り行われる指定都市行財政問題懇親会において、青本要望とあわせて各市個別の要望事項について要望活動を行っている。地元選出の国会議員に対しては、各市において継続的に要望を行っていくこととしている。

令和6年度は岡山市が幹事市だったため、大森市長と田口議長が総務省及び自民党へ、本特別委員会の赤木委員長が衆・参両院総務委員長へ要望を行った。また、令和5年度・6年度ともに6つの政党の指定都市行財政問題懇談会に各政党に所属する議員が出席し、本市の要望を行った。

#### 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望事項

令和5年度・6年度
① 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
② 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
③ 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
④ 個人住民税の一層の充実
⑤ 固定資産税等の安定的確保
⑥ 国庫補助負担金の改革
⑦ 国直轄事業負担金の廃止
⑧ 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
⑨ 地方債制度の充実

令和5年度の要望において、地方交付税が増額し、臨時財政対策債が減額となるなど、一定の成果が見られるものもあるが、依然として方針が示されないものも多く、令和6年度も引き続き要望を行った。青本の項目は、地方財政の根幹の是正を求めるものであり、地方制度改正の歴史を見ても時間を要するという実態があるが、要望活動を途切れることなく、今後も粘り強く行っていく必要がある。

各政党との指定都市行財政問題懇談会にあわせて実施した岡山市個別要望事項

令和5年度	令和6年度
① 特別自治市制度の確立について	① 「緊急防災・減災事業債」の期限延長について
② 圏域行政のさらなる充実について	② 子ども医療費の無料化について
③ 子ども医療費助成制度について	③ 障害者の雇用環境の改善について
④ 教育課題に対応するための教職員配置等について	④ 介護者等への支援について
⑤ 教職員の成手不足の解消について	⑤ 義務教育施設等の整備促進について
⑥ スポーツ施設整備事業の財政的支援の充実等について	⑥ 教育課題に対応するための教職員配置等について
⑦ 選挙に対するデジタル技術の推進について	⑦ 子ども・子育て支援の充実について
⑧ 介護者への支援について	

自治体間で差異が生じている子ども医療費、さまざまな教育課題に対応する教職員の配置、介護者への支援については、2年続けて要望を行った。少子化、特別支援学級や不登校児童の増加、高齢化などが全国的に問題となる中、今後ますます重要な事項になってくると考える。国においては、地方自治体任せにするのではなく、統一した制度や支援の確立を求める。

## 2 広域行政，区のあり方等の都市制度に関する調査

- (1) 連携中枢都市圏等の広域連携や特別自治市制度などの大都市制度に関する調査研究について
- (2) 指定都市と県の役割分担の見直し等に関する調査研究について

本特別委員会では、先進自治体への行政視察として、令和5年度には、広島市、久留米市、熊本市へ、令和6年度には、さいたま市、横浜市、浜松市へそれぞれ訪問し、各自治体の取組について調査を実施した。

いずれの市も先進的な取組を行っており、本市においても参考になるものであったが、特に広島市では、県との合同研修会を設置し、類似する行政サービスの洗い出しや事務の移譲の検証、事務の共同化・広域連携などの取組を進めており、県との二重行政の解消、近隣市町との広域連携などへの取組を強化している。本市においても、住民の利益を最優先に考え、市と県の強固な協力関係を築き、課題解決への取組を進めてもらいたい。

また、横浜市では、他の指定都市とともに特別市の法制化を目指し、市民向けに特別市のイメージ像を伝えるようなチラシを作成したり、勉強したい市民に向けて、リーフレットを用意するなど独自の取組を行っている。さらに、区ごとにある町内会連合会へ市長が直接出向いて説明や意見交換を行い、100人単位で出張説明会を行っている。神奈川県は指定都市が3市あるため、県内の市町村には3市が手分けをして1度は説明を行い、一定の理解をしてもらう取組も行っている。地道な機運醸成の取組ではあるが、本市も横浜市とともに指定都市市長会の一員として法制化に向けた要望を今後も継続して行うことが重要と考える。

### (3) 区のあり方について

保健福祉・協働委員会において作成した「岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例」について条例制定の背景や目的などの説明を受け、調査した。

町内会は市政推進に欠かせない存在であり、市との協働関係にあるいわゆるパートナーである。町内会の果たす役割はますます重要となる一方で、加入率低下、役員の高齢化、担い手不足など、数々の課題を抱えている。条例は、地域の活力向上のため、町内会等の維持及び活動の活性化並びに発展を将来にわたって地域住民、事業者及び市が支え、住みよい豊かな地域づくりを目指す活動の促進を図り、もって明るく暮らしやすい地域社会の活性化推進に寄与することを目的に制定することであり、条例では、市の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。

条例を制定したことにより、すぐに何かが大きく変わるというようなものではなく、これから本当にどうしていくのか新たなスタートである。条例の制定を契機に、市として地域社会の活性化のために何ができるのか、しっかり研究をし、町内会の負担や不満を1つでも解決できることが望まれる。

### (4) 区別計画の進行管理について

岡山市第六次総合計画に関する調査を行った。それぞれの区が、地域ニーズや特色に基づいた施策を展開しており、地域資源の活用や農業振興、教育環境整備、防災対策、福祉の充実など多様な分野にわたる取組が進められている。今後、総合計画との整合性を保ちつつ、区ごとの施策の成果や課題を可視化し、進捗管理を行うことが重要と考える。地域からの声を的確に吸い上げる体制の強化、区の裁量の明確化など、制度面のさらなる整備も求められる。

## おわりに

以上のとおり、本特別委員会では大都市行政の実態に対応する行財政制度、広域行政や区のあり方について調査・研究を行うとともに、関係機関等へ要望活動を行ってきた。国への要望活動は毎年行っているが、すぐに要望が反映されるわけではない。財政措置や制度の創設・充実に求めているものではなく、指定都市がまとまって大都市の実情を訴え、粘り強く要望することが必要である。また、日本を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、近年では物価高や自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進、脱炭素社会の実現、持続可能な学校体制づくりなど新たな課題に対応していく必要がある。その中で、本市の現状はどうなっているのか、何が課題なのか調査・研究し、要望していくという本特別委員会の役割はますます重要になっていくと考える。また、国だけに任せるのではなく、本市が主体となって県や他市町村とも協力関係を築き、市民・県民の利益のためにさまざまな課題解決に向けて取り組むことも重要である。もちろん、本市において各区との連携や町内会との協力も欠かせない。当局においては、本特別委員会が出された意見、要望等に十分留意し、今後のまちづくりに対する取組を進めていくことを要望するとともに、議会においても、引き続き時宜を捉えて国に対する要望活動を行うなど積極的な取組を進めることが求められていることを強く認識し、調査報告書とする。